

情報発信委託業務 公募型プロポーザル審査委員会設置要領

(目的)

第1条 情報発信委託業務を委託するにあたり、公募型プロポーザルの審査を公正に行い、契約の相手方となる候補者及び次点者以降の順位を選考するために「情報発信委託業務 公募型プロポーザル審査委員会」（以下「審査委員会」という。）を設置する。

(審査委員会の構成)

第2条 審査委員会は、次の各号に定める審査委員を3名で構成する。

- (1) 土佐町副町長
- (2) 総務課長
- (3) 企画推進課長

(役割)

第3条 審査委員会の役割は次のとおりとする。

- (1) 企画提案の内容の審査
- (2) 契約の相手先となる候補者及び次点者以降の順位の選定
- (3) その他、審査に関して必要と認めるもの

(審査委員長の職務)

第4条 審査委員会には、審査委員長を置く。

- (1) 審査委員長は土佐町副町長とする。
- (2) 審査委員長は会務を総理し、審査委員会を代表する。
- (3) 審査委員長に事故があるときは、あらかじめ審査委員長の指定する審査委員がその職務を代行する。

(審査委員会)

第5条 審査委員会は、審査委員長が招集する。

2 審査委員会の議長は、審査委員長があたる。

(意見の聴取)

第6条 審査委員長は、必要があると認めるときは、審査委員会に関係職員の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(事務局)

第7条 審査委員会の庶務を行わせるため、事務局を企画推進課に置く。

(守秘義務)

第8条 審査委員会の審査委員は、その職務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(審査結果の開示)

第9条 審査結果は開示する。

(その他)

第10条 この要綱で定めるもののほか、審査委員会の運営に関し必要な事項は、審査委員長が定める。

附 則

この要綱は、令和6年3月5日から施行する。